

規則

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第四号

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（令和五年埼玉県規則第五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第十四号及び様式第二十二号中「□~~簿~~冊和綴和綴帳」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。